
第4章 取り組むべき施策

1 一次支援(予防・普及啓発)

本計画で展開する一次支援(予防・普及啓発)の取組の方向性は以下のとおりです。

(1) 共通した取組

依存症の予防と偏見等の解消に向けて全世代を対象とした普及啓発や相談支援の充実を図ります。啓発物の作成・配架・配布、ホームページやSNS等を活用した情報発信など、様々な方法・機会を通じて依存症に関する正しい知識を伝えていくための取組をこころの健康相談センター・精神保健福祉課のみならず本市関係部署全体、そして民間支援団体等をはじめとする関係機関と協働して進めていきます。

(2) こどもに向けた取組

こどもたちが依存症について正しく理解できるよう、ゲーム行動症や市販薬・処方薬、ギャンブル等に関する学校現場での授業や啓発、ホームページでの情報発信などを行います。普及啓発に当たっては、広告等を活用し実施してきましたが、本計画では、こどもたちへのヒアリングによる意見も参考に、こどもたちに情報が届くよう広告手法等の見直しを進めていきます。

また、教職員や保護者、こどもの支援に携わる支援者への研修等を実施し、こどもたちを支える大人の依存症に対する理解促進を図ります。

(3) 若者に向けた取組

若者が依存症について正しく理解し、自ら健康的な生活を選択できるよう、予防と普及啓発に重点を置いた取組を進めます。オンラインギャンブルや薬物など多様な依存症への理解促進を目的に、啓発物の作成やホームページなどを活用した情報発信を行います。啓発物の作成に当たっては、学生と連携するなど対象となる世代の意見を参考にします。

また、大学や地域と連携し、若者自身への広報だけでなく、若者を支援する人のスキルアップを図ります。

(4) 中高年・高齢者に向けた取組

中高年・高齢者における依存症の予防に向けて、生活習慣改善相談を活用した飲酒や禁煙などに関する相談や啓発を実施します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などを支援します。

併せて、健康づくりイベントや情報発信を活用し、中高年・高齢者の依存症予防、こころと身体の健康づくりを総合的に支援します。

2 二次支援(早期発見・早期支援)

本計画で展開する二次支援(早期発見・早期支援)の取組の方向性は以下のとおりです。

(1) 本人への取組

依存症の本人や依存症が疑われる人が、自身の依存症の問題に早期に気付き、必要な支援につながるができるよう、様々な取組を推進します。

交通広告やインターネット・SNSを活用した情報発信、国の啓発週間に合わせた相談勧奨やセミナーの開催、区役所や医療機関等での啓発物の配布などを通じ、依存症の本人が情報を得やすい環境づくりを進めます。

また、セルフチェックや相談先の検索ができるWebサイトの整備、借金や法律問題など、依存症に関連する課題の解決にもきめ細やかに対応できる体制を整えます。

(2) 支援者への取組

依存症の早期発見・早期支援の実現に向けて、専門的な支援者や関係機関の連携促進に力を入れていきます。行政・福祉・医療・法律・教育などが連携したネットワークづくりを進め、定期的な本市連携会議を通じて情報や課題を共有し、顔の見える関係を構築します。

さらに、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを行うための依存症支援者向けガイドラインの改訂を行うとともに、依存症に関する相談が多い関係機関等を対象に、研修機会の提供や情報発信を行います。

また、医療機関や保護観察所等、様々な現場で依存症の早期発見・適切な支援につながるため、関係機関が一体となって切れ目のない支援体制の構築を目指します。

(3) 家族等への取組

依存症の本人の家族等が、早期に依存症の問題に気付き、適切な支援につながるができるよう、多様な手段による情報提供を図ります。

交通広告やインターネット・SNSを活用した普及啓発、身近な支援者の窓口での相談につながる啓発物の配架・配布などを通じて、家族等への情報発信を強化します。

また、家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関の情報などの周知、こころの健康相談センターのホームページによる情報提供などにより、こどもを含む家族等が安心して相談できる環境づくりを推進します。

3 三次支援(回復支援)

本計画で展開する三次支援(回復支援)の取組の方向性は以下のとおりです。

(1) 本人への取組

依存症の本人が回復し続けられるよう、専門相談や回復プログラムの提供、専門的な支援者や民間支援団体との連携の強化、本市の依存症対策の取組への支援者としての参画などにより、本人のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施します。

また、地域の身近な窓口での継続的なフォローや、就労・住まいの確保などのサポートも実施します。さらに、保護観察所など関係機関と連携し、社会復帰や自立に向けた環境を整備します。

(2) 支援者への取組

依存症からの回復を支援する専門的な支援者や関係機関が、より効果的かつ継続的な支援を行えるよう、連携の推進に取り組んでいきます。民間支援団体・自助グループへの活動支援、民間支援団体等の職員の人材育成やセルフケアのための研修など、多方面からのサポートを強化します。人材育成においては、支援者が求めるスキルに応じた研修を体系化し、実施します。

また、行政・福祉・医療・法律・教育など多様な関係機関とのネットワークを構築し、情報共有や事例検討を行うことで、切れ目のない地域支援体制を目指します。さらに、依存症に関する正しい知識の普及など、地域社会全体で回復を支える環境づくりを推進していきます。

(3) 家族等への取組

依存症からの回復過程において、家族等が担う役割や支援も重要です。本市では依存症の専門相談や家族教室などを通じて依存症に関する正しい知識や対応方法を身に付け、回復への理解を深めることができるよう支援を行います。

また、家族会をはじめとする民間支援団体や関係機関と連携し、依存症の本人の家族等のニーズに応じた多様な支援の提供を推進していきます。

【コラム】なぜ家族等への支援が必要なのか

依存症は、依存症の本人だけの問題ではなく、家族等にも大きな負担をかけます。例えば、嘘や隠し事による信頼関係の悪化や、経済的な問題など、家庭全体がストレスを抱えることとなります。

また家族等の関わり方が本人の言動に影響を及ぼし、結果としてその後の依存症の本人の回復状況を左右することもあるため、家族等自身が正しい知識を持ち、どう関わるのが良いかを学ぶことが大切です。

このため、家族等への支援としては、精神的、経済的な負担軽減を図ることと本人に対する適切な対応が取れることの双方が必要です。

4 各支援フェーズにおける取組

(1) 一次支援(予防・普及啓発)

①共通した取組

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|--|--|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 1 | ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用した普及啓発の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 2 | 幅広い市民が訪れる身近な支援機関の窓口等での依存症に関する啓発物の配架・配布 | 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 3 | 依存症の予防に関する知識や正しい理解を促進する啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 4 | 交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、依存症の正しい理解を促進する普及啓発の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 5 | 依存症に対する偏見を解消するための啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 6 | ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用した依存症に対する偏見を解消するための普及啓発 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 7 | 依存症に対する偏見を解消するための、普及啓発イベントの実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 8 | こころの病気に関する基本的知識、対処法等についてホームページやリーフレット等により啓発を実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 9 | 女性特有の課題に応じた依存症の予防教育・普及啓発に関する啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 10 | 女性の生活習慣病や依存症の予防に向けて情報提供の実施 | 政策経営局男女共同参画推進課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|---|--|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 11 | 市民に対する薬物乱用防止を目的とした、薬物に関する正しい知識や危険性の普及啓発の実施 | 医療局医療安全課 | | ○ | | | | | | |
| 12 | 公営競技の場外券売り場等において、依存症の予防に関する知識や正しい理解を促進する啓発物の配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | | | ○ | | | | | |
| 13 | オンラインカジノの違法性を周知する啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | | | ○ | | | ○ | | |
| 14 | 区役所の精神保健福祉相談等でこころの健康に関する相談を実施 | 区高齢・障害支援課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 15 | 区役所の関係各課において、依存症に至る背景となり得る様々な課題に対する相談対応や必要な支援を実施 | 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 16 | 担当課だけで対応が難しい場合、関係機関等との横断的な情報共有や連携した対応を実施 | 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 17 | こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 18 | 薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携や情報共有の実施 | 医療局医療安全課 | | ○ | | | | | | |

②子どもに向けた取組

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|--|--|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 19 | 小学生の保護者に対する依存症の予防・正しい理解を促進する啓発物の作成・配信 | 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター 教育委員会事務局人権健康教育課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 20 | 中学生の保護者に対する依存症の予防・正しい理解を促進する啓発物の作成・配信 | 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター 教育委員会事務局人権健康教育課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 21 | ホームページ等を活用し、依存症を含む、青少年向けの広報・啓発の実施 | 子ども青少年局青少年育成課 | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 22 | 子どもが豊かに成長するために、家庭での保護者等の関わり等について、ホームページ等で普及啓発を実施 | 教育委員会事務局学校支援・地域連携課 | | | | ○ | | | | |
| 23 | 市販薬・処方薬依存に関する啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター | | ○ | | | | ○ | | |
| 24 | ゲーム行動症の正しい理解を促進する、啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター | | | | ○ | | | | |
| 25 | ゲーム行動症も含めた依存症の正しい理解を促進する、小中学校での啓発や理解に向けた授業等の実施 | 教育委員会事務局人権健康教育課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 26 | 小・中・高等学校の保健教育において飲酒の問題に関する授業の実施 | 教育委員会事務局人権健康教育課 | ○ | | | | | | | |
| 27 | 高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症の予防や正しい付き合い方に関する授業の実施 | 教育委員会事務局高校教育課 | | | ○ | | | | | |
| 28 | 教育相談の中で学校生活上の困りごとについて相談対応を実施 | 教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 29 | 学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童・生徒や保護者の相談に対応 | 教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 30 | 青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の予防に向けて、市内小・中・高等学校の教職員等を対象とした薬物乱用による心身への影響や依存症に関する研修会の実施 | 医療局医療安全課 教育委員会事務局人権健康教育課 | | ○ | | | | | | |
| 31 | 子ども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施 | 子ども青少年局青少年相談センター | | ○ | | | ○ | | | |
| 32 | 教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「子ども・若者どこでも講座」の実施 | 子ども青少年局青少年育成課 | | ○ | | ○ | | | | |

③若者に向けた取組

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|---|-----------------------------------|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 33 | 大学・都市パートナーシップ協議会参加大学等への依存症の予防教育・普及啓発に関する啓発物の作成・提供 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 34 | 市内にキャンパスを置く国公立大学に対し、若者向けの啓発資料の提供 | 総務局大学調整課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 35 | 横浜市立大学で、大学生の健康診断に合わせて、啓発資料の配布・掲示、保健指導の実施 | 総務局大学調整課 | ○ | ○ | | | | | | |
| 36 | オンラインギャンブルの依存に関する正しい知識を促進する啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | | | ○ | | | ○ | | |
| 37 | こども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施 | こども青少年局青少年相談センター | | | | | ○ | | | |
| 38 | 教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「こども・若者どこでも講座」の実施 | こども青少年局青少年育成課 | | ○ | | ○ | | | | |

④中・高齢者に向けた取組

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|---|---|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 39 | 生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントにおいて、健康問題とともに適量な飲酒に関する知識を高める啓発の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局健康推進課 | ○ | | | | | | | |
| 40 | 市内で働く人たちの多量飲酒防止に向けて、「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)においてアルコール問題に関する記事の配信 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局健康推進課 | ○ | | | | | | | |
| 41 | 「よこはまグッドバランス企業」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施 | 政策経営局男女共同参画推進課 こども青少年局企画調整課 こども青少年局地域子育て支援課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 42 | 生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施 | 区福祉保健課 健康福祉局健康推進課 | | ○ | | | | | | |

注:ニコチンは、たばこへの依存性を高める化学物質であり、使用を止める困難さや離脱症状の厳しさは、薬物と同等の特徴と強度を有しています。

(2) 二次支援(早期発見・早期支援)

①本人への取組

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|---|--|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 43 | 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談につながる啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 44 | 依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性の高い区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の啓発物の配架・配布 | 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 45 | 精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど、依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性のある身近な支援者の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の啓発物の配架・配布 | 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 46 | 借金・多重債務問題の相談、法律相談など、依存症の本人等の目に触れる機会や場において相談につながるリーフレット等の配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 47 | 救急医療機関において、依存症が疑われる患者やその家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための啓発物の配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 48 | 市内企業等の従業員のアルコール依存症の相談につながる啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局健康推進課 | ○ | | | | | | | |
| 49 | 消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症の相談につながる啓発物の配架・配布 | 経済局消費経済課 | | | ○ | ○ | | | | |
| 50 | こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報提供 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 51 | 市内企業等の人事・労務担当者が、従業員をアルコール依存症の相談につなげるための情報提供の実施 | 神奈川産業保健総合支援センター | ○ | | | | | | | |
| 52 | 保護観察所と連携し、保護観察処分となっている人への支援機関に関する情報提供の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | | ○ | | | | | | |

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|--|-----------------------------------|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 53 | 医療機関への重複受診や重複・多剤処方が見られる人に対し、薬物依存に関する注意喚起や適正受診に関する指導及び相談支援機関に関する情報提供の実施 | 健康福祉局保険年金課 | | ○ | | | | | | |
| 54 | ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布など、ギャンブル等の問題を抱える本人の気付きや相談につながるよう、普及啓発を実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | | | ○ | | | | | |
| 55 | 依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施 | 経済局消費経済課 | | | ○ | ○ | | | | |
| 56 | 交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、相談につながる普及啓発の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 57 | 厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | | ○ | | | | | |
| 58 | 依存症のセルフチェックや自身のニーズに合う相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの整備 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 59 | SNSを活用した相談支援の実施 | 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 60 | こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 61 | 市職員に向けて、飲酒に関する啓発資料の作成・周知、アルコール依存症に関する相談対応等の実施 | 総務局職員健康課 | ○ | | | | | | | |
| 62 | 各区母子保健コーディネーター等による妊娠期から出産後までの伴走的な個別支援の実施。(妊婦等包括相談支援事業) | こども青少年局地域子育て支援課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

②支援者への取組

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|---|--|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 63 | こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報提供 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 64 | 家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、身近な支援者への情報提供 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 65 | 身近な支援者が対象者のニーズに合った支援機関を検索できるよう、市内の支援機関情報をまとめた情報ツールの整備 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 66 | ヤングケアラーに関する正しい理解を深め、相談先を知ってもらうための普及啓発 | こども青少年局こども家庭課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 67 | 身近な支援者に対する研修の機会等を活用したヤングケアラーに関する知識の普及 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 68 | 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者同士の顔の見える関係の構築 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 69 | 関係機関の連携と地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした本市連携会議の開催 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 70 | 本市連携会議を通じた民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる有機的なネットワークの構築の促進 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|--|---|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 71 | 本市連携会議への参加及び関係機関との情報や課題の共有 | こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 72 | 関係機関と連携を図りながら身近な支援者から専門的な支援者への適切なつながりの実施 | こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 73 | 身近な支援者に対する依存症相談拠点としての専門的な技術支援 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 74 | 身近な支援者から専門的な支援者へのつながりを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した依存症支援者向けガイドラインの改訂 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|---|--|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 75 | 身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した依存症支援者向けガイドライン改訂に当たっての検討・情報共有 | こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 76 | 身近な支援者の依存症への理解の向上を目指す、研修等の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 77 | 身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指す、研修等の参加 | こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 78 | 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課における依存症への理解と相談対応力の向上に向けた依存症に関する研修等への参加 | 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 79 | かかりつけ医から専門的な支援者へのつなぎの促進に向けて、依存症に関する内容も含む「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 80 | こどもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合に、早期発見・早期支援につなげられるよう、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修等の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|---|--|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 81 | こども関連の支援者の依存症への関心を高めるための情報提供や研修等の開催 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 82 | 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可能性のある、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等で、依存症の可能性に気づき、専門的な支援者等へつなぐことができるよう、相談に携わる人に向けて、依存症に係る情報提供や研修などを実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 83 | 介護事業者や障害福祉サービス事業者等を対象とした依存症に関する情報提供や研修等の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 84 | 介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者を対象とした依存症に関する研修等の参加 | 健康福祉局障害施策推進課 健康福祉局障害施設サービス課 健康福祉局障害自立支援課 健康福祉局介護事業指導課 健康福祉局高齢在宅支援課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 85 | 身近な支援者に向けて、専門の医師等によるアルコール依存症に係る研修の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | | | | | | | |
| 86 | アルコール依存症の理解を促進する研修等への参加 | こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） | ○ | | | | | | | |
| 87 | 依存症の本人等がアルコールに起因する疾患により内科を受診した際に、適切に専門医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等への情報提供や研修等の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課 | ○ | | | | | | | |

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|--|---|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 88 | 教育機関の職員などを対象とした研修等の参加 | 教育委員会事務局人権健康教育課 教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課 | | ○ | | ○ | | | | |
| 89 | 区役所各課や関係機関との横断的な情報共有や連携した対応の実施 | 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 90 | 内科等においてアルコール依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりの検討 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課 | ○ | | | | | | | |

③家族等への取組

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|----|--|---|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 91 | 依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等に対し、相談につながる啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 92 | 依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等が訪れる可能性のある区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の啓発物の配架・配布 | 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 93 | 救急医療機関において、依存症が疑われる患者の家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための啓発物の作成・配架・配布 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 94 | 交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、相談につながる普及啓発の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 95 | こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報提供 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 96 | 家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等への周知の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 97 | 厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| 98 | こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 99 | ヤングケアラーに関することなど、様々な悩みごとを抱える子ども・若者が気軽に相談ができるようLINE相談の実施 | 子ども青少年局青少年育成課 子ども青少年局子ども家庭課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【コラム】 依存症の本人の子どもを含む**家族等**への支援について

親がアルコール・薬物、ギャンブル等といった依存症を抱えている家庭では、その子どもが家庭内で起こり得る様々な出来事への対応を余儀なくされている場合があります。例えば、依存症の問題に起因した家族間の言い争いや暴言・暴力、金銭トラブルなどに巻き込まれてしまい、その結果、依存症の問題を抱える家族の機嫌を常に気にして、不安を抱きながら日々を過ごしたり、感情面のケアをしたり、家事や家計管理、きょうだいの世話に至るまで引き受けることが考えられます。このような依存症の問題を抱える家庭の子どもは、ヤングケアラーになる可能性があります。

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指します。家族の世話をすること、そしてその子どもたちの想いは、決して否定されるべきものではありませんが、勉強や睡眠、部活動等の時間などが十分に取れないといった影響が生じることもあります。また、「相談相手がいない」「誰かに相談するほどの悩みではないと思っている」等の理由で、相談をしたことがないというヤングケアラーもいます。

ヤングケアラーが直面している問題は様々ですが、子どもや家庭が抱える問題の背景をしっかりと捉え、社会全体で解決に向けて考えていくことが大切で、依存症の問題を抱える家庭への支援にもつながります。

(3) 三次支援(回復支援)

①本人への取組

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|-----|---|--|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 100 | 依存症専門相談による回復に向けた支援の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 101 | 区役所の精神保健福祉相談において、相談対応を行うとともに、地域の身近な窓口として継続的な支援の実施 | 区高齢・障害支援課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 102 | 依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について一緒に考える回復プログラムの実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 103 | 回復プログラムにおけるリカバリースタッフの支援者としての参画 | 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 104 | 民間支援団体等がそれぞれの特性を生かした、依存症の本人の回復に向けた取組の実施 | 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 105 | 他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、依存症の本人のニーズに合った支援の提供 | 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 106 | 依存症の本人と民間支援団体等がつながるためのサポート | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 107 | 会議室等を民間支援団体等の活動の場とすることにより依存症の本人が気軽にミーティング等を体験できる機会を提供 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 108 | 民間支援団体等による講演会等の開催 | 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 109 | 民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 110 | 若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える15～49歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等の実施 | こども青少年局青少年育成課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 111 | 障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等の実施 | 健康福祉局障害自立支援課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 112 | 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住又は在勤の人に対して、公募により市営住宅の提供 | 建築局市営住宅課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 113 | 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」の活用 | 建築局住宅政策課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|-----|--|-----------------------------------|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 114 | 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討 | 建築局住宅政策課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 115 | 回復後も切れ目ない支援を継続するため、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査への協力 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | | ○ | | | | | | |
| 116 | コホート調査対象者への継続的な支援の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | | ○ | | | | | | |
| 117 | 保護観察所等と連携して、民間支援団体等に関する情報提供や依存症以外の問題に関する相談対応の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | | ○ | | | | | | |

②支援者への取組

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|-----|---|-----------------------------------|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 118 | 依存症からの回復を続ける人が地域の中で住み続けられるよう、依存症に関する正しい知識や偏見の解消のための普及啓発の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 119 | 行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇う企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等の普及啓発 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 120 | 専門的な支援者の支援スキルの向上を目指す、研修等の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 121 | 民間支援団体等の職員の人材育成や離職防止に向けて、支援スキル向上やセルフケアのための研修会の開催 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 122 | 依存症の本人の地域での生活を支える、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 123 | アルコール依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | | | | | | | |
| 124 | 民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、団体が行うミーティング・普及啓発・相談等の活動へ補助の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 125 | 会議室等を民間支援団体等の活動場所として提供 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 126 | 民間支援団体等による講演会等の開催 | 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 127 | 男女共同参画センターの会議室等を自助グループの活動場所として提供 | 政策経営局男女共同参画推進課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 128 | 自助グループが開催するセミナーの支援の実施 | 政策経営局男女共同参画推進課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 129 | 依存症の様々な支援のあり方や回復プロセスの共有及び関係機関への周知 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|-----|--|---|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 130 | 行政・福祉・医療・法律・教育などの関係機関がお互いの理解を深め、本人等が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指した本市連携会議の開催・参加 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 131 | 地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携を進め、支援体制を構築 | 健康福祉局精神保健福祉課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 132 | 障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の検討 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局障害施設サービス課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 133 | 障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターを対象として、災害時における施設運営に有益な情報の提供や福祉避難所としての備蓄品購入の補助の実施 | 健康福祉局障害施設サービス課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 134 | 施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成の推進 | 健康福祉局障害施設サービス課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

③家族等への取組

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 依存対象 | | | | | 重点施策 | | |
|-----|--|--|-------|----|--------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | | アルコール | 薬物 | ギャンブル等 | ゲーム | その他 | 重点1 | 重点2 | 重点3 |
| 135 | 家族等の依存症の本人との正しい関わり方の啓発 | 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 136 | 依存症専門相談による家族等の支援の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 137 | 家族等が依存症について学び、対応方法・回復について考える家族教室の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 138 | 金銭問題をはじめとする生活課題に関する家族向け講座の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 139 | 家族会メンバーとの連携による家族教室の開催 | 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 140 | 地域資源を活用した家族教室の実施 | 区高齢・障害支援課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 141 | 民間支援団体等がそれぞれの特性を生かした、依存症の家族等の回復に向けた取組の実施 | 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 142 | 他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、依存症の家族等のニーズに合った支援の提供 | 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 143 | 家族等と民間支援団体等がつながるためのサポート | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 144 | 会議室等を民間支援団体等の活動の場とすることにより家族等が気軽にミーティング等を体験できる機会を提供 | 健康福祉局こころの健康相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 145 | 民間支援団体等による講演会等の開催 | 民間支援団体等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 146 | 民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施 | 健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【コラム】 共依存について

「共依存」とは、依存症の本人の影響を受け、その家族等が振り回されている状態のことを指します。そのような状態になると、依存症の本人の家族等も友人や親族から孤立したり、経済的に苦しくなることがあります。

また、共依存の状態にある家族等が、本人の依存を可能にする条件を作ってしまうことを「イネープリング」と言います。例えば「周囲の目を気にして本人の失敗の後始末をする」「借金を代わりに支払う」といったことが挙げられます。次々に降りかかる問題に対して、本人を支えるためや解決のために取った行動が、結果的に依存を進行させることにつながる場合もあります。

本人の依存症の問題で困ったときには、まずは家族等だけでも専門機関等に相談し、適切な対応を知ることが大切です。